

市立小中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する指針の見直しについて

○改正概要

- ・ これまでは、市の時間外勤務命令の運用に関する指針に合わせて本指針を定め、運用してきたところであるが、今回市の指針が改正され、人事院規則よりも厳格化される予定であることから、市職員と教育職員の業務内容の違いを踏まえ、人事院規則及び国のガイドラインの沿った運用に改める。
- ・ 他律的業務については、「地域住民との折衝等に従事するなど、業務量や時期が任命権者の枠を超えて他律的に決まる業務」であり、明確な定義が示されていることも踏まえ、教育職員については、他律的業務の区別・指定等を行わないが、国のガイドラインにも示されているように児童生徒等に係る臨時的な特別な事情などの特例的な業務に限るものとする。
- ・ 12日連続勤務については、部活動による勤務があることを踏まえ、実情と合わないことから、今回の改正において削除する。

◇新指針における勤務時間の上限について

	新指針(国と同様)		旧指針	
	原則	例外	原則	例外
1月	45時間	100時間	45時間	80時間
1年	360時間	720時間	360時間	720時間
2～6月平均	—	80時間	—	80時間
その他	—	45時間超が6回まで/年	—	—
医師面談(強制)	—	1月100時間以上 又は 2～6月平均80時間超	—	—
医師面談(申出)	—	1月80時間以上		1月80時間以上 又は 2～6月平均80時間以上

◇新指針の周知

決定次第各学校長に周知し、10月1日から運用開始予定